

## 資料1

### 山梨県立美術館所蔵作品デジタル撮影等業務委託に係る企画提案募集要項

この「企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）は、山梨県立美術館（以下「美術館」という。）が実施する山梨県立美術館所蔵作品デジタル撮影等の業務（以下「業務」という。）委託に関し、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

#### 1 目的・趣旨

美術館では、令和2年8月に国から認定を受けた「山梨県文化観光推進地域計画」に基づき、文化施設を拠点とした観光振興を図るため、施設の魅力増進等に取り組んでいる。

本事業では、美術館が所蔵するミレー作品のデジタル化により、ミレーコレクションの魅力発信と認知度向上をはじめとして、新たな鑑賞や体験の機会を創出するとともに、美術館の魅力を広く発信し誘客を通じた地域活性化につなげることを目的とする。

上記の内容を実現するため、本業務を専門的知識や経験を有する事業者へ委託することとし、この事業者を選定するにあたり、企画提案を募集するものである。

#### 2 委託業務の概要

##### (1) 業務名

山梨県立美術館所蔵作品デジタル撮影等業務

##### (2) 業務の仕様等

資料2「山梨県立美術館所蔵作品デジタル撮影等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

##### (3) 委託期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

##### (4) 委託料上限額

金5,577,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の調達における提案価格の上限額であり、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

#### 3 応募資格

応募できるのは、次にあげる条件を全て満たす業者とする。

##### (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人にあってはその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
- エ この公告の日から契約までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

#### 4 企画提案応募等に関する事項

##### (1) 日程

- |                      |                                    |
|----------------------|------------------------------------|
| ① 公告日                | 令和4年10月14日（金）                      |
| ② 企画提案応募資格確認申請書の提出期限 | 令和4年10月18日（火）                      |
| ③ 企画提案に係る質問の受付期限     | 令和4年10月18日（火）まで                    |
| ④ 企画提案書等の提出期間        | 令和4年10月28日（金）から<br>令和4年11月 2日（水）まで |
| ⑤ 書 面 審 査            | 令和4年11月 4日（金）～予定                   |
| ⑥ 採用業者の決定・委託契約締結     | 令和4年11月中旬                          |

##### (2) 募集要項等の交付

山梨県ホームページからダウンロードすること。

##### (3) 企画提案応募資格確認申請書の提出

- ① 応募を希望する者は、応募資格を有することを証明するために、企画提案応募資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を提出し、企画提案応募資格の確認を受けなければならない。

- ② 申請書の提出期限及び場所

[提出期間] 令和4年10月14日（金）～令和4年10月18日（火）

持参の場合は、上記期間（山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和53年山梨県条例第5号）に定める美術館の休館日（以下「休館日」という。）を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

[提出場所] 〒400-0065 山梨県甲府市貢川1-4-27

山梨県立美術館総務課

電話055-228-3322

- ③ 申請書の提出は、持参または郵送（必着）によるものとする。

- ④ 申請書には次の書類を添付して提出すること。
  - ア 誓約書（様式2）
- ⑤ 提出期限までに美術館が申請書を受理できない場合は、応募資格は受けられず、応募することはできない。
- ⑥ 応募資格確認結果は、全ての申請者に対して郵送にて通知する。
- ⑦ 応募資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和4年10月28日（金）午後5時までに山梨県立美術館副館長宛の書面（様式自由）を②に示す提出場所に持参するものとする。ただし、上記期限までの休館日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。理由は書面により回答する。
- ⑧ 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

（4） 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は山梨県立美術館所蔵作品デジタル撮影等業務企画提案質問書（様式3）により受け付ける。

- ① 受付期間：令和4年10月14日（金）から令和4年10月18日（火）  
午後5時まで
- ② 提出方法：電子メール。なお、メール送信後は様式3記載の連絡先に電話にて受信確認をすること。
- ③ 回答方法：質問に関する回答は日本語にて一覧形式で作成し、全応募者にFax又はメールにて通知する。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和4年10月25日（火）午後5時とする。

（5） 企画提案書等の提出

- ① 提案者は、次のアからオまでの書類（以下「企画提案書等」という。）8部（正本1部、副本7部）を持参または郵送により提出しなければならない。なお、提案者1事業者につき1提案とし、提案内容に係る費用の額は、「2委託業務の概要（4）委託料上限額」を超えないものとする。

ア 企画提案書

A4判左綴じで、文字の大きさは11ポイント以上とし、横書き、24ページ以内で作成すること。（その他提出書類は除く）

なお、次の基本的な事項については、企画提案書に記載すること。

- 1) 本業務遂行にあたっての基本的な考え方（コンセプト、方針等）
- 2) 所蔵作品のデジタル化
  - ・ 高精細画像の撮影方法・技術  
（解像度、画素数、ライティング方法、作品のマチエール、タッチ、色彩の再現性等）
  - ・ デジタルデータの処理方法（画像調整技術（ステッチの方法）等）
  - ・ マスターデータの納品形態

3) その他

・デジタル化したデータの活用方法

(コンセプト、具体的な実施方法・内容、今後の展開に向けた提案  
(別途費用が必要な場合は見積額を提示) )

※本業務の中で契約期間内に実施できるものがあれば明示すること。

4) 実施スケジュール

イ 法人の概要書

様式は任意、既存のものやパンフレットでも可とする。

ウ 業務実施体制表(様式4)

当該業務に関わる実施体制等の見込みについて記載すること。

エ 過去5年間の同種又は類似業務の実績(様式5)

オ 経費見積書

A4判で、様式は任意とする。積算根拠は項目ごとにできるだけ詳細に記載すること。

② 企画提案書等の提出期間

[提出期間] 令和4年10月28日(金)から令和4年11月2日(水)

ただし、上記期間の休館日を除く毎日、午前9時から正午まで及び  
午後1時から午後5時までとする。

[提出場所] 〒400-0065 山梨県甲府市貢川1-4-27

山梨県立美術館総務課

電話055-228-3322

③ 提出期間内に美術館が企画提案書等を受理できない場合は、審査対象としない。

④ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替えまたは、撤回をすることができないものとする。

(6) 企画提案の無効

「3応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

① 募集要項の規定に反した提案

② 「2委託業務の概要(4)委託料上限額」を超える提案

③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

④ 応募資格確認結果で、企画提案書の提出を認められた以外の者が提出した提案

⑤ 辞退届を提出した者が提出した提案

## 5 委託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 企画提案書の選定に当たっては、山梨県立美術館所蔵作品デジタル撮影等業務委託審査委員会を設置し、書面審査により審査する。
- (2) 審査基準は別紙「審査基準」のとおりとする。
- (3) 審査評価の得点が最高点となった者を第1順位の委託候補者として選定する。
- (4) 審査結果については、各提案者に「採用」「不採用」の別を書面にて通知する。
- (5) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

## 6 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金については、山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は、免除する。
- (3) 企画提案書等との関係  
企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的達成のために修正すべき必要がある場合には、美術館の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

## 7 その他

- (1) 企画提案及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取り扱い
  - ① 提案者が美術館に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
  - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
  - ③ なお、提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。
- (3) 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、全て提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「3応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。